

○周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

平成19年5月24日要綱第17号

改正

平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成22年8月17日
平成23年5月31日
平成24年7月31日
平成25年9月30日要綱第31号
平成26年9月8日要綱第78号
平成28年3月30日要綱第39号
平成29年4月1日要綱第42号
平成30年4月27日要綱第35号
平成31年4月1日要綱第44号
令和2年3月9日要綱第22号
令和5年3月29日要綱第40号

周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物の耐震化を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助を行うことについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号、第2号及び第7号に規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 木造住宅 周南市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、木造の在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。

(2) 多数利用建築物 周南市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1項第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。

ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500平方メートル以上のもの

イ 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ウ 高等学校又は中等教育学校の後期課程で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター又はその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

オ 病院又は診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(3) 地域防災計画 周南市地域防災計画をいう。

(4) 避難路 周南市耐震改修促進計画に位置付ける避難路をいう。

(5) 避難地 地域防災計画に位置付ける避難地をいう。

(6) 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

(7) ブロック塀等 周南市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。

(8) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。

(9) 建築士事務所 建築士法第23条の規定により登録を受けた建築士事務所をいう。

(10) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計、工事監理及び耐震改修工事を実施する事業をいう。

(11) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(12) 避難路沿道等ブロック塀等除却事業 避難路沿道等に存するブロック塀等で、当該避難路沿い又は避難地沿いに設置されるものについて、除却工事を実施する事業をいう。

(13) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(14) 土砂災害対策改修　土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させる改修をいう。

(補助の対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象となる耐震化促進事業（市長が別に定める日までに完了するものに限る。以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業をいう。ただし、国、山口県又は市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を活用した工事の部分は除く。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす木造住宅耐震改修事業

ア 一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。

イ アに規定する上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士の評価により算出される耐震改修であること。

ウ 土砂災害特別警戒区域内の木造住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものであること。

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす多数利用建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。

イ アに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3までに定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。

ウ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断であること。

(3) 次に掲げる全ての要件を満たす避難路沿道等ブロック塀等除却事業

ア 避難路沿道等に存するブロック塀等を、原則として、全て除却するものであること。

イ 既存のブロック塀等について、基本的な方針に基づく耐震診断又は構造に応じた点検表による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(補助の対象者)

第4条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 木造住宅、多数利用建築物又はブロック塀等を所有する者（一の木造住宅、多数利用建築物又はブロック塀等を所有する者が2人以上いる場合にあっては、その者らが代表者として専

任した者に限る。以下「所有者」という。)であること。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適當と認める者とする。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 同一の木造住宅、多数利用建築物又はブロック塀等で同一の補助対象事業に対して、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
(補助金の額等)

第5条 補助対象事業費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

- (交付の申請等)

第6条 補助対象事業について、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び補助対象事業実施計画書（別記様式第2号（その1）、別記様式第2号（その2）又は別記様式第2号（その3））を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、前項の申請者に通知するものとする。

- (事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

- (事業の変更等)

第8条 第6条第2項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、周南市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、周南市住宅・建築物耐震化促進事業中止・廃止申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (補助金の額の変更の通知)

第10条 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付変更通知書（別

記様式第6号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、補助対象事業完了報告書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは、補助金の額を確定し、周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金確定通知書(別記様式第8号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金返還命令書(別記様式第11号)により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第14条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年から起算して、10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限りで、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月17日)

この要綱は、平成22年8月20日から施行し、改正後の周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年5月31日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月31日)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日要綱第31号)

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則 (平成26年9月8日要綱第78号)

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日要綱第39号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第42号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月27日要綱第35号)

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、改正後の周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の規定は、平成30年度事業から適用する。

附 則 (平成31年4月1日要綱第44号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日要綱第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日要綱第40号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業区分	補助対象事業費	補助金の額
木造住宅耐震改修事業	補強工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	補助対象事業費の5分の4以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1,000,000円を限度とする。
多数利用建築物耐震診断事業	当該事業（診断）に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	補助対象事業費と別表第2に定める基準額の合計額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1,000,000円を限度とする。
避難路沿道等ブロック塀等除却事業	当該事業（除却工事）に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）。ただし、ブロック塀等の長さ1メートル当たり20,000円を乗じて得た額を限度とする。	補助対象事業費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、150,000円を限度とする。

別表第2（別表第1関係）

事業区分	延べ床面積	基準額
多数利用建築物耐震診断事業	1,000平方メートル以内の部分	左欄の面積1平方メートル当たり3,670円を乗じて得た額
	1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	左欄の面積1平方メートル当たり1,570円を乗じて得た額
	2,000平方メートルを超える部分	左欄の面積1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額